

教保体第657号
平成26年7月14日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

水難事故防止の徹底について（通知）

児童生徒の水難事故防止については、事故を未然に防止するため適切な御対応をいただき感謝いたします。

さて、夏季休業をむかえるに当たり、学校プールだけでなく、家族との海水浴など水に接する機会が増し水難事故の発生が懸念されます。

つきましては、水難事故防止に関する下記の事項について、貴職下教職員及び児童生徒に周知するとともに保護者へも連絡いただき、事故防止の徹底を図るようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 1 児童生徒の発達段階に応じて、**水難事故防止について安全指導の充実に努めること。**
 - 各学校では、学校周辺の水難事故が発生する恐れのある箇所について、危険表示の掲示板や標識等を確認するとともに、児童生徒への周知や危険箇所に立ち入らない指導をする。
 - 児童生徒には、事故の危険を予見し、自らの冷静な判断と避難行動により、危険回避できる力を身に付けさせる。
- 2 河川の増水等については、気象情報などをもとに把握し、適切な対応をすること。
 - 注意啓発資料
<http://www.mizube-support-center.org/contents/stop-leaf.html>
 - 気 象 情 報
<http://www.jma.go.jp/>（気象庁 HP アドレス）

- 3 児童・生徒が個人やグループで水泳や水遊びに**出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に、行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせるよう習慣付けること。**
- 4 学校の水泳プールについては、「学校プールの安全管理指針」（平成18年8月 埼玉県教育委員会）、「プールの安全標準指針」（平成19年3月 文部科学省 国土交通省）における指導・改善管理事項の徹底を図ること。
- 5 参考
 - 今年度の水難事故防止等に関する通知
 - ・「河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について（通知）」
教保体第532号(平成26年6月23日付)

埼玉県教育局県立学校部保健体育課
学校安全担当
TEL 048-830-6964
FAX 048-830-4971